

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年4月23日同意した。

平成19年5月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
琴平町	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）苗田東地区
綾川町	香川用水非受益地域用水確保事業（貯水池改修事業）堂谷地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業（ため池改修事業）西谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大羽茂池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）庄屋池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）中池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）逢阪地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）篠池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大皿池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高司池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）大道池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）仲井地区